

# 佐保会兵庫県支部会則

## 第 1 章 総 則

第 1 条 本会は佐保会兵庫県支部という。

第 2 条 本会は『奈良女子大学同窓会佐保会』に関する申し合わせ事項」に基づく兵庫県支部であって本部との連絡および会員相互の親睦、向上、互助を目的とする。

第 3 条 本会はその事務局を支部長または支部役員の自宅に置く。

## 第 2 章 会 員

第 4 条 本会の会員は次の通りとする。

- ・会員 佐保会正会員中兵庫県在住者および本会に入会を希望する近府県在住者とする。
- ・賛助会員 奈良女子大学の元教職員中兵庫県在住者および本会役員において推挙する近府県在住者とする

第 5 条 会員は住所（郵便番号）氏名（旧姓）電話番号、卒業・修了年次および学部、学科、研究科、職業、勤務先を支部に届ける。異動を生じた時はその旨を速やかに本会に通知する。

第 6 条 会員は本部会費および支部会費の各年額を毎年 3 月末までに本会に納付する。会費の年額は内規による。本会は本部会費を取りまとめて本部に納付する。

## 第 3 章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

1 支 部 長	1 名
2 副 支 部 長	1 名
3 庶 務 ・ 会 計	5～6 名
4 会 計 監 査	2 名

第 8 条 本会の役員は総会において会員の中から選出される。

役員選挙規約は内規に定める。役員の任期は 2 か年とする。但し再選は妨げない。

役員に欠員が生じたときは役員会において選出し、その任期は前任者の残任期間とする。役員会は第 7 条の役員で構成する。事務局会議は支部長、副支部長、庶務・会計で構成する。

第 9 条 支部長は本会を代表し会務を総括する。

第 10 条 副支部長は支部長を補佐し支部長に事故あるときはこれを代行する。

第 11 条 庶務・会計は次の会務を行う。

庶務 会員名簿の整理、会議録および事務記録の作成、本部との連絡、諸通知の発送、その他庶務事項

会計 会費の徴収、収支出納記録の作成、決算報告書および予算案の作成、その他会計事項

第 12 条 会計監査は本会会計の監査を行う。

## 第 4 章 総 会

第 13 条 本会は毎年 5 月ないし 6 月中に総会を開き、会員相互の親睦をかねて、毎年度の事業および会計の報告を行い予算の承認を求め、役員の変更および必要な議事の審議を行う。

会計年度は 4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

## 第 5 章 支 部 事 業 の 推 進

第 14 条 支部長は会の運営上重要な事項の計画遂行のために役員および会員に委嘱して支部事業を推進することができる。またその事項の完了に伴いこれを解散することができる。

事業の代表者は構成員の中で互選し、その運営状況を総会又は「支部だより」により会員に報告する。各支部事業については内規に定める。

第 15 条 各地区に地区リーダーを置く。

地区リーダーはその地区の会員の連絡を密にし相互の親睦を図り支部活動を助ける。

## 第 6 章 会 則 の 改 正

第 16 条 会則の改正は総会において出席会員の 3 分の 2 以上の賛成により議決される。改正案文は、事務局会議および役員会において審議し、総会の議決後直ちに有効とする。

## 内 規

### 1. 会 費

支部会費を改定するときは支部長は役員会において改正案をとりまとめ、総会において承認を得る。

本部会費は本部の要請に従う。

本部会費 年額 1,500 円（平成 12 年度より） 支部会費 年額 2,000 円（平成 11 年度より）

ただし、卒業後 60 年以上を経過した会員の本部会費および支部会費は免除する。

### 2. 役員選挙規約

毎年度総会に先だち次年度役員候補者の推薦を次のように行う。本会の役員は候補者（自薦・他薦者を含む全会員）の中から事務局会議で検討し、支部長が案をまとめ、役員会において審議した後、総会で承認を得る。本部理事・代議員の選定に当たってもこれに準ずるものとする。

### 3. 支部事業

① 『佐保会兵庫県支部だより』（通称「支部だより」）の編集

毎年 1 回発行し、編集委員は各地区持ち回りとする。

② 「睦 会」

支部会員中 60 歳以上の会員をもって組織し相互の親睦を図る。「睦会」は毎年 1 回開催し、世話は卒業年で持ち回りとする。

③ 「樺の会」

会員相互の資質の向上、互助、親睦を図るために、1 年 8 回以上の講座・実習・見学などを開催する。会員外からも参加者を募る。会の運営に当たる運営委員 4～6 名（任期 2 年ただし再選を妨げず）を会員から選出する。

④ 「ホームページ研究会」

会員相互の資質の向上、親睦、互助を深めることを目的として、支部ホームページの作成と管理、講座の開催等を行う。本会委員は 4 名以上とする。規約参照。

⑤ 事務局会議、役員会、総会、地区リーダー会、支部だより引き継ぎ会等の会議を開催する。

### 4. 会員および賛助会員に対する慶弔

会員および賛助会員に対する慶弔については役員会においてこれを決する。

### 付 則

この会則は昭和 54 年 5 月 27 日より実施。平成 8 年 6 月 23 日一部改正

平成 10 年 5 月 31 日一部改正 平成 17 年 5 月 1 日一部改正

平成 25 年 6 月 16 日一部改正